

証券コード 3083

2019年5月9日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋久松町9番9号
株 式 会 社 シ ー ズ メ ン
代表取締役社長 三 河 宏 彰

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月23日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町3-2-10
鉄鋼会館 8階 802・803・804会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第30期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.csmen.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2018年3月1日から  
2019年2月28日まで )

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、米国の保護主義的な通商政策に伴う貿易摩擦の懸念や世界経済の下振れリスクなどの影響により、景気の先行きは不透明な状況となっております。

アパレル小売業界におきましては、消費行動の多様化が進む中、衣料品に対する節約志向は依然として強く、経営環境は厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社は、前期に実施した不採算店舗の閉鎖及び従業員削減を主とする企業体質の強化に加え、当期は組織体制を大幅に見直し、販売本部、商品本部、MD部、経営企画部、店舗企画部を新設するとともに、新たな人材の投入も行い、組織体制強化を図りました。

新体制のもと、業績の回復を必達の課題として「魅力ある店頭・VMDの実現」「CRMの強化」「MDの精緻化」「仕入先の戦略的な選択」「コスト削減の徹底」「過年度在庫の消化促進」「EC事業の拡大」の7つの項目を改善の大方針として掲げて、3月より取り組みを進めております。

特に、「魅力ある店頭・VMDの実現」は、第1四半期の早い段階から成果が現れ始め、当事業年度の売上増に貢献しております。具体的には、MD部・店舗企画部が主体となって現場に入り込んで売場づくりを実践し、また、全店舗に模範となるモデル店舗と同様の売場づくりを行うよう指導し、検証・修正を積み重ねることにより、本部主導で確実に各店舗の売場を改善させてまいりました。

また、「MDの精緻化」として実施した商品戦略の見直しにおいては、主力商品を精査して選定したうえで、ロットを拡大した投入を行うことにより、売れ筋商品の在庫に厚みを持たせ、販売機会損失の削減を図りました。また、シーズン商品については適切な販売期間における消化の促進に努め、滞留在庫を削減し、在庫内容の改善を進めました。

これらの成果により、当事業年度における当社の既存店売上高前期比は106.7%、売上総利益率は前期を1.1ポイント上回る46.9%となり、順調に改善が進んでおります。

「EC事業の拡大」においては、自社サイト・ネットモールなど、販売チャネルごとに行っていた在庫管理を、システム導入によって一元化して効率化を図り、一方でEC事業への商品投入量を拡大して、事業の強化を進めてまいりました。

「仕入先の戦略的な選択」においては、当期より資本業務提携契約を締結した、株式会社ピート（以下「ピート」といいます。）との新たな取り組みをスタートいたしました。

「METHOD」店舗において、ピートのブランド商品をコーナー展開し、重点的に販売する取り組みを進めております。また、ピートのブランドショップである「G-LAND EXTREME」を当社の店舗として出店・運営するF C事業に着手し、11月に1店舗を出店いたしました。

店舗展開につきましては、当事業年度における出店は2店舗、退店は5店舗で、当事業年度末の店舗数は「METHOD」21店舗、「流儀圧搾」16店舗、「METHOD COMFORT」1店舗（アウトレット店）、「AGIT POINT」1店舗、「G-LAND EXTREME」1店舗の合計40店舗となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は38億11百万円（前期比9.9%減）、営業利益は20百万円（前期比2億76百万円増）、経常利益は11百万円（前期比2億83百万円増）、当期純損失は21百万円（前期比7億28百万円損失減）となりました。

なお、2019年2月期の配当につきましては、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、当期純損失となりましたため無配とさせていただきます。

#### <商品別売上高>

| 商 品 別              | 金 額（百 万 円） | 構 成 比（％） | 前 期 比（％） |
|--------------------|------------|----------|----------|
| シ ャ ツ              | 109        | 2.9      | 80.1     |
| ニ<br>（セーター・トレーナー等） | 1,247      | 32.7     | 98.5     |
| ボ ト ム ス            | 410        | 10.8     | 87.9     |
| ブ ル ゴ ン            | 1,049      | 27.5     | 86.4     |
| 小 物 ・ 雑 貨          | 785        | 20.6     | 82.8     |
| そ の 他              | 210        | 5.5      | 107.1    |
| 合 計                | 3,811      | 100.0    | 90.1     |

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

＜地区別売上高＞

| 地 区 別     | 金 額 ( 百 万 円 ) | 構 成 比 ( % ) | 前 期 比 ( % ) |
|-----------|---------------|-------------|-------------|
| 北 海 道     | 149           | 3.9         | 92.9        |
| 関 東       | 1,893         | 49.7        | 101.9       |
| 中 部       | 491           | 12.9        | 100.1       |
| 近 畿       | 911           | 23.9        | 76.4        |
| 中 国 ・ 四 国 | 40            | 1.1         | 21.8        |
| 九 州       | 325           | 8.5         | 95.9        |
| 合 計       | 3,811         | 100.0       | 90.1        |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は35百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中の設備の増加

店舗開店（2店舗）・改装（1店舗）による設備の増加  
その他システム費用等

ロ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
退店（5店舗）による固定資産の除却

③ 資金調達の状況

当社は、当事業年度に第三者割当増資による10億86百万円の資金調達を実施しております。その使途は運転資金及び店舗改装等の設備投資であります。

## (2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第27期<br>(2016年２月期) | 第28期<br>(2017年２月期) | 第29期<br>(2018年２月期) | 第30期（当期）<br>(2019年２月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 売上高（百万円）      | 6,285              | 5,264              | 4,229              | 3,811                  |
| 経常利益（百万円）     | △103               | △414               | △272               | 11                     |
| 当期純利益（百万円）    | △259               | △719               | △750               | △21                    |
| １株当たり当期純利益（円） | △328.40            | △910.77            | △794.88            | △9.12                  |
| 総資産（百万円）      | 3,564              | 2,760              | 1,463              | 2,145                  |
| 純資産（百万円）      | 1,772              | 1,057              | 375                | 1,449                  |
| １株当たり純資産額（円）  | 2,245.30           | 1,339.02           | 384.79             | 498.87                 |

- （注）１． １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、また、１株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。
- ２． 第27期の状況につきましては８店舗の新設、９店舗の閉鎖を行いました結果、売上高は前期比92.0％となり、当期純損失は259百万円となりました。
- ３． 第28期の状況につきましては20店舗の閉鎖を行いました結果、売上高は前期比83.8％となり、当期純損失は719百万円となりました。
- ４． 第29期の状況につきましては10店舗の閉鎖を行いました結果、売上高は前期比80.3％となり、当期純損失は750百万円となりました。
- ５． 第30期の状況につきましては前記「当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

今後の衣料品小売業界におきましては、消費者の日常的な支出に対する節約志向が継続すると同時に、消費行動の多様化が進み、業態を超えた企業間の競争の激化や消費税増税による影響も予想されることから、厳しい経営環境で推移するものと考えられます。

2020年2月期以降、当社は、中長期的な成長を視野に下記の方針を設定し、収益力の拡大に取り組んでまいります。

- ① 既存事業のさらなる強化
  - イ. METHOD
    - ・業態にマッチした「ニッチ」な立地の開拓・出店戦略の革新
    - ・継続的なMD・VMD・商品力の強化
    - ・新ブランドの導入
  - ロ. 流儀圧搾
    - ・ターゲット顧客の明確化
    - ・自社PBブランドの強化・EC事業のさらなる成長
  - ハ. G-LAND
    - ・適正立地の開発と新規出店検討
- ② 新事業のトライアル開始  
既存業態の発展、今後の市場環境を見据えた上での新業態の開発・出店の検討
- ③ シナジーの見込めるパートナーとの資本業務提携等の推進  
中堅規模の企業との多様なパートナーシップの積極的な推進
- ④ 業態多様化に寄与する機能・能力の高度化
  - イ. コンサルティング機能の強化
  - ロ. MD・EC・ディストリビューション等、科学的分析が効果を出せる分野におけるアクション標準化
  - ハ. コーポレート分野でのシェアードサービス

当社は、こうした経営課題について迅速な対策を実施し、健全経営に努めることによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。また、役員及び従業員は、法令、社会規範、社内規則等を遵守し、公正かつ誠実に行動してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2019年 2 月28日現在）

当社は、カジュアルウェア及び服飾雑貨を主として扱う小売専門店であります。

店舗の展開はチェーン方式を採用しており、関東・近畿・中部・九州北部を中心とし40の直営店舗を有し、また、販売方法は店頭での現金及びクレジット販売の形態を取っております。

店舗展開は、国内外の企画商品及びブランドをセレクトした「METHOD（メソッド）」、和をテーマとした「流儀圧搾（りゅうぎあっさく）」を中心に、アウトレットショップである「METHOD COMFORT（メソッドコンフォート）」、バッグを中心とした服飾雑貨の品揃えにユニセックスカジュアルウェアをミックスした「AGIT POINT（アジトポイント）」、ピートのショップブランドをFCとして運営する「G-LAND EXTREME（ジーランドエクストリーム）」をショッピングモールなどのインショップにて展開しております。

(6) 主要な営業所（2019年 2 月28日現在）

- ① 本社
- 東京都中央区日本橋久松町 9 番 9 号
- ② 営業所
- 40店舗

| 地 区 別     | 店 舗 数 | 都 道 府 県 別                                           |
|-----------|-------|-----------------------------------------------------|
| 北 海 道     | 2店    | 北海道 2 店                                             |
| 関 東       | 18店   | 栃木県 1 店 群馬県 2 店 埼玉県 4 店 千葉県 2 店<br>東京都 3 店 神奈川県 6 店 |
| 中 部       | 6店    | 静岡県 1 店 愛知県 3 店 三重県 1 店 岐阜県 1 店                     |
| 近 畿       | 10店   | 滋賀県 1 店 奈良県 1 店 大阪府 5 店 兵庫県 3 店                     |
| 中 国 ・ 四 国 | 1店    | 山口県 1 店                                             |
| 九 州       | 3店    | 福岡県 3 店                                             |



(7) 使用人の状況 (2019年2月28日現在)

| 使 用 人 数    | 前 期 比 増 減  | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|------------|---------|-------------|
| 110 (94) 名 | △12(△16) 名 | 38.7歳   | 10.5年       |

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員20名を含め、パートは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年2月28日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額 |
|-------------------------|-------|
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 92百万円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2019年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,900,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,882,800株
- (3) 株主数 904名
- (4) 大株主（上位11名）

| 株 主 名                                                                              | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 株 式 会 社 C C C T                                                                    | 512,500株 | 17.77%  |
| 株式会社シーケエッジ・ジャパン・ホールディングス                                                           | 390,000株 | 13.52%  |
| 株 式 会 社 ネ ク ス グ ル ー プ                                                              | 276,900株 | 9.60%   |
| 投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド                                                             | 260,700株 | 9.04%   |
| 投 資 事 業 組 合 S P A フ ァ ン ド 2 号                                                      | 82,100株  | 2.84%   |
| 投 資 事 業 組 合 S P A フ ァ ン ド 4 号                                                      | 75,200株  | 2.60%   |
| 投 資 事 業 組 合 I T ト ラ ス ト 3 号                                                        | 68,200株  | 2.36%   |
| 投資事業組合K S T トラストファンド5号                                                             | 68,200株  | 2.36%   |
| T H E B A N K O F N E W Y O R K ,<br>N O N - T R E A T Y J A S D E C A C C O U N T | 62,200株  | 2.15%   |
| 投 資 事 業 組 合 S P A フ ァ ン ド 1 号                                                      | 54,300株  | 1.88%   |
| 投 資 事 業 組 合 S P A フ ァ ン ド 6 号                                                      | 54,300株  | 1.88%   |

（注） 持株比率は、自己株式（36株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2018年7月11日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
1,300個
- ・新株予約権の目的となる株式の数  
130,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額  
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 85,300円（1株当たり853円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

2020年7月12日から2028年7月11日まで

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社の役職員の地位にあることを要する。但し、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

- ・当社役員の保有状況

|                   | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|-----------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 1,300個  | 130,000株  | 2人   |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2019年2月28日現在）

| 会 社 に お け る 地 位 | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 会 長   | 青 木 雅 夫 | 当社管理本部長                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 代 表 取 締 役 社 長   | 三 河 宏 彰 | 当社販売本部長<br>株式会社C N ジャパン代表取締役<br>株式会社ファセッタズム社外取締役<br>株式会社ピート社外取締役                                                                                                                                                                                                                                    |
| 取 締 役           | 荻 野 俊 和 | 当社業務推進室長                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 取 締 役           | 山 田 洋 輔 | 当社商品本部長                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 取 締 役           | 深 見 修   | 株式会社フィスコ取締役経営戦略本部長<br>株式会社ネクス（現 株式会社ネクスグループ）取締役<br>株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー取締役<br>株式会社フィスコ I R 取締役<br>株式会社ネクス取締役<br>イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役<br>株式会社ネクス・ソリューションズ取締役<br>株式会社チチカカ取締役<br>株式会社グロリアツアーズ取締役<br>株式会社イーフロンティア取締役<br>株式会社シャンティ取締役<br>株式会社テリロジー取締役<br>株式会社ネクスプレミアムグループ取締役<br>株式会社ネクスファームホールディングス取締役 |
| 監 査 役（常 勤）      | 高 橋 博 一 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 監 査 役           | 増 田 辰 男 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 監 査 役           | 古 賀 勝   | 株式会社カイカ監査役<br>株式会社東京テック監査役<br>株式会社ネクス・ソリューションズ監査役<br>株式会社C C C T 監査役<br>eワラント証券株式会社監査役<br>株式会社フィスコ仮想通貨取引所監査役                                                                                                                                                                                        |

- (注) 1. 取締役深見修氏は、社外取締役であります。
2. 監査役増田辰男氏及び監査役古賀勝氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、監査役増田辰男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 2018年3月1日付で取締役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
- ・取締役三河宏彰氏は、社外取締役から取締役販売本部長に就任いたしました。
  - ・取締役荻野俊和氏は、取締役営業本部長から取締役業務推進室長に担当を変更いたしました。
5. 2018年4月5日付で取締役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
- ・代表取締役社長青木雅夫氏は、代表取締役会長に就任いたしました。
  - ・取締役三河宏彰氏は、取締役販売本部長から代表取締役社長に就任いたしました。
6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額としております。

## (2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名         | 退 任 日               | 退 任 事 由 | 退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-------------|---------------------|---------|---------------------------------------|
| 山 田 篤 志     | 2 0 1 8 年 5 月 2 5 日 | 任 期 満 了 | 当社取締役オンライン販売部長                        |
| 白 楽 泰 子     | 2 0 1 8 年 5 月 2 5 日 | 任 期 満 了 | 当社取締役                                 |
| 小 松 田 由 美 子 | 2 0 1 8 年 5 月 2 5 日 | 任 期 満 了 | 当社社外監査役<br>小林由美子税理士事務所                |

## (3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員   | 支 給 額        |
|--------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2) | 31百万円<br>(1) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 6<br>(0)     |
| 合 計                | 9         | 38           |

(注) 1. 上記の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2007年5月23日開催の第18期定時株主総会において年額1億60百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2018年5月25日開催の第29期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額20百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年5月23日開催の第18期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬額のうち、取締役の報酬額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年後における費用計上額2名11百万円が含まれております。
5. 上記の支給人員は、2018年5月25日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（内社外取締役1名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。また、無報酬の監査役1名（うち社外監査役1名）を除いております。
6. 当社は、2008年5月23日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、2018年5月25日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役のうち1名に対し541千円の役員退職慰労金を支給しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役ならびに社外監査役の重要な兼職の状況は、(1)取締役及び監査役の状況に記載のとおりであります。また、各兼職先と当社との間には、開示すべき特別の関係はございません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

|       | 氏 名     | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                                                                |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 深 見 修   | 当事業年度における取締役会17回のうち13回に出席いたしました。株式会社ネクスグループ他多数のグループ企業の取締役を務めており、豊富な経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監 査 役 | 増 田 辰 男 | 当事業年度における取締役会17回のうち13回、また、監査役会 8 回のうち 6 回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、当業界におけるビジネス経験及び長年にわたる監査役の経験から、適宜発言を行っております。      |
| 監 査 役 | 古 賀 勝   | 2018年5月25日就任以降、当事業年度における取締役会13回のうち12回、また、監査役会5回すべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、豊富な監査役の経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。     |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務

に係る報酬等の額 36,100千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益

の合計額 36,100千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案について決議するための株主総会の招集を決定することになります。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行に伴い、会社の業務の適正を確保するための体制につき、2015年5月13日開催の取締役会において変更決議を行っております。その内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守に関する基本方針として「企業行動指針」を制定し、その遵守に向けた取り組みを徹底する。

（運用状況）

「企業行動指針」を社内ポータルに掲載し、常時閲覧できる環境を整え、啓蒙を図っている。

- ② 経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規則」に則り、毎月1回以上開催する取締役会において行う。

（運用状況）

当事業年度において、取締役会を17回開催している。

- ③ 監査役は、「監査役監査基準規則」及び「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行を監査し、取締役と定期的に情報及び意見交換を行う。

（運用状況）

常勤監査役は全ての取締役会に出席し、意見交換を行っている。

- ④ 客観的な立場から当社の経営を監視する社外監査役を招聘し、取締役の職務執行の適正を図るための監査機能を強化する。

（運用状況）

当事業年度は、2名の社外監査役が、客観的立場から経営を監視している。

- ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

（運用状況）

公益社団法人警視庁特殊暴力防止対策連合会に加入しており、また、社内でも適宜、啓蒙を図り、反社会的勢力の排除に努めている。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る重要な情報を記録し、規程に定められている期間保存するとともに、取締役及び監査役が、随時これらの記録を閲覧可能な体制を整備・維持する。

（運用状況）

「文書管理規程」に基づき、適切に管理を行っている。



(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業運営上のリスクについては、各部門部長を責任者として、部門に即したリスク項目について分析・管理を行い、管理状況を定期的に管理本部長に報告する。

(運用状況)

各部長は、予見できるリスクの把握に努め、状況を報告をしている。

- ② 認識された事業運営上のリスクのうち特に重大な案件については、対応方針を取締役会等において審議・決定し、各所管部門がこれを実行することで、リスクの発生を防止する。

(運用状況)

認識したリスクについては、適切に対応している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画を策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を定期的に検討し、対策を講ずることを通じて効率的な業務執行を図る。

(運用状況)

中期経営計画を策定している。また、目標達成に向けて、年度ごとに実行予算を策定して進捗管理を行い、必要な対策を講じている。

- ② 取締役の職務の役割分担、責任権限を明確にし、職務執行を効率的かつ迅速に行う。

(運用状況)

「職務権限規程」に基づき、明確かつ効率的な職務執行を図っている。

- ③ 重要な経営課題について、取締役会で十分な検討を行い、経営上の意思決定を迅速に行う。

(運用状況)

「業務決裁基準」に基づき、重要な経営課題については、取締役会で意思決定を行っている。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業行動指針」、「店舗運営マニュアル」等の規範の周知徹底と、職務に関連した法令の遵守を徹底するための教育を行う。

(運用状況)

「企業行動指針」、「店舗運用マニュアル」を店舗に常備し、意識の徹底を図っている。

- ② 「ヘルプライン」を設けて、通報者保護の徹底、社外窓口の設置など、不正な行為を通報できる体制を整える。

(運用状況)

通報者保護の方針を徹底している。また、「ヘルプライン」は社内窓口の他、社外の弁護士事務所を窓口として設置している。

- ③ 他の業務部門から独立した内部監査室による内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適正性を確保する。

(運用状況)

内部監査室は、年度監査計画を策定して効果的な内部監査を行っており、リスク管理に努めている。

- (6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、親会社及び子会社がないため、該当事項はない。

(運用状況)

該当事項はない。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役の監査職務の補助を行うため、監査役の要請があった場合、速やかに適切な人員配置を行う。

(運用状況)

当事業年度における該当事項はない。

- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は、監査役の職務を補助する使用人の人事評価・人事異動等に関し、意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。

(運用状況)

当事業年度における該当事項はない。

- ② 当該使用人は、監査補助業務を遂行するにあたり取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役の指揮命令にのみ基づき、業務を遂行するものとする。

(運用状況)

当事業年度における該当事項はない。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべき事項が生じたときは、監査役に報告する。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(運用状況)

監査役は取締役会他、社内の主要な会議に出席しており、必要な報告を受けている。

- ② 監査役に報告を行った取締役及び使用人は当該報告を理由として不利な取扱を受けることはない。

(運用状況)

報告者に不利な取扱がないよう、方針を徹底している。

- ③ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席する。

(運用状況)

監査役は、社内の主要な会議に出席し、業務の執行状況を把握している。

- ④ 監査役は、重要な議事録、社内決裁書類を、随時閲覧し取締役及び使用人に対して説明を求めることができる。

(運用状況)

監査役は、必要に応じて書類を閲覧し、説明を受けている。

- ⑤ 監査役は、「ヘルプライン」の通報状況について報告を受ける。

(運用状況)

監査役は、「ヘルプライン」の通報状況について説明を受けている。

- ⑥ 内部監査室は、監査役から依頼又は請求があった場合には、必要な監査並びに監査報告書の提出、その他の業務を行う。

(運用状況)

内部監査室は、監査役の請求に適切に対応している。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

(運用状況)

監査役は、代表取締役、内部監査室と必要に応じて、意見交換を行っており、実効的な監査を実施している。

- ② 監査役は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部専門家を活用することができる。

(運用状況)

監査役は、適切に外部専門家を活用している。

- ③ 監査役は、職務の遂行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

(運用状況)

監査役の職務遂行に必要な費用の支払いを行っている。

- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、「内部統制プロジェクト」を組織する。

(運用状況)

年度の内部統制基本計画を策定し、「内部統制プロジェクト」により評価を実施している。

- ② 「内部統制プロジェクト」は財務報告の信頼性を確保するため、内部統制評価体制の整備及び適切な運用を実施する。

(運用状況)

金融商品取引法に基づき、適切に内部統制評価を実施している。

# 貸 借 対 照 表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |           | 負 債 の 部                   |           |
|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| 流 動 資 産           | 1,646,810 | 流 動 負 債                   | 422,417   |
| 現 金 及 び 預 金       | 851,628   | 支 払 手 形                   | 46,428    |
| 売 掛 金             | 109,949   | 買 掛 金                     | 64,836    |
| 商 品               | 596,444   | 一 年 内 償 還 予 定 の 社 債       | 90,000    |
| 前 払 費 用           | 16,280    | 一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 41,590    |
| 一年以内回収予定長期貸付金     | 33,300    | 未 払 金                     | 1,018     |
| 未 収 入 金           | 34,804    | 未 払 費 用                   | 82,048    |
| そ の 他             | 4,402     | 未 払 法 人 税 等               | 39,568    |
| 固 定 資 産           | 496,193   | 賞 与 引 当 金                 | 5,200     |
| 有 形 固 定 資 産       | 27,544    | 設 備 関 係 支 払 手 形           | 13,931    |
| 建 物               | 19,598    | 資 産 除 去 債 務               | 9,731     |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 7,002     | リ ー ス 債 務                 | 23,081    |
| 建 設 仮 勘 定         | 943       | そ の 他                     | 4,983     |
| 無 形 固 定 資 産       | 4,226     | 固 定 負 債                   | 272,963   |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 4,226     | 長 期 借 入 金                 | 50,990    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 464,422   | 社 債                       | 20,000    |
| 投 資 有 価 証 券       | 28,684    | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 2,083     |
| 長 期 貸 付 金         | 66,700    | 資 産 除 去 債 務               | 132,697   |
| 長 期 前 払 費 用       | 5,341     | リ ー ス 債 務                 | 39,978    |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 363,696   | 繰 延 税 金 負 債               | 27,213    |
| 繰 延 資 産           | 2,159     | 負 債 合 計                   | 695,380   |
| 社 債 発 行 費         | 2,159     | 純 資 産 の 部                 |           |
| 資 産 合 計           | 2,145,163 | 株 主 資 本                   | 1,427,851 |
|                   |           | 資 本 金                     | 788,148   |
|                   |           | 資 本 剰 余 金                 | 899,296   |
|                   |           | 資 本 準 備 金                 | 688,148   |
|                   |           | そ の 他 資 本 剰 余 金           | 211,148   |
|                   |           | 利 益 剰 余 金                 | △259,565  |
|                   |           | 利 益 準 備 金                 | 16,756    |
|                   |           | そ の 他 利 益 剰 余 金           | △276,322  |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金             | △276,322  |
|                   |           | 自 己 株 式                   | △27       |
|                   |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           | 10,293    |
|                   |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 10,293    |
|                   |           | 新 株 予 約 権                 | 11,637    |
|                   |           | 純 資 産 合 計                 | 1,449,782 |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計             | 2,145,163 |

# 損 益 計 算 書

(2018年3月1日から)  
(2019年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    |           |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 3,811,616 |
| 売 上 原 価                 |        | 2,023,838 |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,787,777 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,767,048 |
| 営 業 利 益                 |        | 20,728    |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 201    |           |
| 受 取 配 当 金               | 359    |           |
| そ の 他                   | 87     | 648       |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 6,839  |           |
| 社 債 発 行 費 償 却           | 2,372  |           |
| そ の 他                   | 368    | 9,580     |
| 経 常 利 益                 |        | 11,796    |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 7,772  |           |
| 資 産 除 去 債 務 戻 入 益       | 2,106  | 9,879     |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 減 損 損 失                 | 1,934  |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 15,024 | 16,958    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 4,717     |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 28,168 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △1,458 | 26,709    |
| 当 期 純 損 失               |        | 21,992    |

株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から  
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |             |           |           |                 |               |           |         |             |
|---------------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------------|---------------|-----------|---------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             |           | 利 益 剰 余 金 |                 |               |           | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
|                                 |         | 資本準備金     | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 計 合 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利益剰余金 計 合 |         |             |
| 2018年3月1日残高                     | 245,000 | 145,000   | 211,148     | 356,148   | 16,756    | 440,000         | △694,329      | △237,572  | －       | 363,575     |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |             |           |           |                 |               |           |         |             |
| 新 株 の 発 行                       | 543,148 | 543,148   |             | 543,148   |           |                 |               |           |         | 1,086,296   |
| 別途積立金の取崩                        |         |           |             |           |           | △440,000        | 440,000       | －         |         | －           |
| 当 期 純 損 失                       |         |           |             |           |           |                 | △21,992       | △21,992   |         | △21,992     |
| 自己株式の取得                         |         |           |             |           |           |                 |               |           | △27     | △27         |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額（純額） |         |           |             |           |           |                 |               |           |         |             |
| 事業年度中の変動額合計                     | 543,148 | 543,148   | －           | 543,148   | －         | △440,000        | 418,007       | △21,992   | △27     | 1,064,276   |
| 2019年2月28日残高                    | 788,148 | 688,148   | 211,148     | 899,296   | 16,756    | －               | △276,322      | △259,565  | △27     | 1,427,851   |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            | 新 株 予 約 権 | 純資産合計     |
|-------------------------|-----------------|------------|-----------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金    | 評価・換算差額等合計 |           |           |
| 2018年3月1日残高             | 11,599          | 11,599     | —         | 375,174   |
| 事業年度中の変動額               |                 |            |           |           |
| 新 株 の 発 行               |                 |            |           | 1,086,296 |
| 別途積立金の取崩                |                 |            |           | —         |
| 当 期 純 損 失               |                 |            |           | △21,992   |
| 自己株式の取得                 |                 |            |           | △27       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | △1,305          | △1,305     | 11,637    | 10,331    |
| 事業年度中の変動額合計             | △1,305          | △1,305     | 11,637    | 1,074,608 |
| 2019年2月28日残高            | 10,293          | 10,293     | 11,637    | 1,449,782 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理）
- ・市場価格のないもの 移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- ・デリバティブ 時価法

##### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。  
主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 3年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 3年～8年  |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

##### ④ 長期前払費用

定額法によっております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は2008年4月10日開催の取締役会の決議に基づき2008年5月23日をもって役員退職慰労引当金制度を廃止し、退任時に支給することにいたしました。

つきましては、2008年5月24日以降の期間に対する役員退職慰労引当金の繰入はいたしておりません。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

491,633千円

3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 975,000株    | 1,907,800株 | 一株         | 2,882,800株 |

(注) 普通株式の増加株式数は第三者割当増資によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 一株          | 36株        | 一株         | 36株        |

(注) 自己株式の増加株式数は、2018年8月31日付けでの買取請求によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。



## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産（流動）

|              |           |
|--------------|-----------|
| たな卸資産評価損     | 14,873千円  |
| 賞与引当金        | 1,837千円   |
| その他          | 7,231千円   |
| 繰延税金資産（流動）小計 | 23,942千円  |
| 評価性引当額       | △23,942千円 |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 一千円       |

#### 繰延税金資産（固定）

|              |            |
|--------------|------------|
| 役員退職慰労引当金    | 637千円      |
| 減価償却費償却限度超過額 | 17,672千円   |
| 減損損失         | 69,937千円   |
| 投資有価証券評価損    | 4,600千円    |
| 資産除去債務       | 43,611千円   |
| 繰越欠損金        | 521,177千円  |
| 繰延税金資産（固定）小計 | 657,637千円  |
| 評価性引当額       | △657,637千円 |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 一千円        |

#### 繰延税金負債（固定）

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金    | △4,543千円  |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △22,670千円 |
| 繰延税金負債（固定）合計    | △27,213千円 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期の預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入を行っております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は商業施設を経営するディベロッパーに資金を一時預け、敷金及び差入保証金はディベロッパーに資金の差入れを行うものであり、相手先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。支払手形及び買掛金はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。社債（私募債）及び借入金は主に設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引等を実施しております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金、敷金及び保証金のリスク管理については各ディベロッパーの信用状況を常時把握し、また、四半期に一度信用状況を確認する体制をとっております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

社債（私募債）及び借入金は信用度の高い金融機関からの調達に限られており、また、デリバティブ取引については内部管理規程に基づき、銀行借入金の金利上昇リスクを回避するための、実需に基づくものに限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することがきわめて困難と認められるものは含まれておりません。

|                        | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額       |
|------------------------|-----------|-----------|----------|
| ① 現金及び預金               | 851,628千円 | 851,628千円 | 一千円      |
| ② 売掛金                  | 109,949千円 | 109,949千円 | 一千円      |
| ③ 未収入金                 | 34,804千円  | 34,804千円  | 一千円      |
| ④ 長期貸付金<br>(一年内回収予定含む) | 100,000千円 | 98,720千円  | △1,279千円 |
| ⑤ 投資有価証券<br>その他有価証券    | 28,684千円  | 28,684千円  | 一千円      |
| ⑥ 敷金及び保証金              | 363,696千円 | 366,275千円 | 2,579千円  |
| ⑦ 支払手形                 | 46,428千円  | 46,428千円  | 一千円      |
| ⑧ 買掛金                  | 64,836千円  | 64,836千円  | 一千円      |
| ⑨ 未払金                  | 1,018千円   | 1,018千円   | 一千円      |
| ⑩ 未払費用                 | 82,048千円  | 82,048千円  | 一千円      |
| ⑪ 未払法人税等               | 39,568千円  | 39,568千円  | 一千円      |
| ⑫ 長期借入金<br>(一年内返済予定含む) | 92,580千円  | 92,452千円  | △127千円   |
| ⑬ 社債<br>(一年内償還予定含む)    | 110,000千円 | 109,995千円 | △4千円     |
| ⑭ リース債務<br>(一年内返済予定含む) | 63,059千円  | 62,233千円  | △826千円   |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②売掛金、③未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

⑤投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積った返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割引いた現在価値により算定しております。

⑦支払手形、⑧買掛金、⑨未払金、⑩未払費用、⑪未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑫長期借入金、⑬社債、⑭リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入、発行又はリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主（会社の場合に限る。）等

| 種類     | 会社等の名称                  | 所在地     | 資本金<br>(千円) | 事業の内容又は<br>職業       | 議決権等の<br>所有（被所有）割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容   | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|--------|-------------------------|---------|-------------|---------------------|---------------------------|---------------|---------|--------------|----|--------------|
| 法人主要株主 | 株式会社ネクスグループ             | 岩手県花巻市  | 10,000      | グループ企業の経営戦略策定及び経営管理 | 被所有直接9.60                 | 株主            | 第三者割当引受 | 43,462       | —  | —            |
|        |                         |         |             |                     |                           |               |         |              | —  | —            |
| 法人主要株主 | 株式会社CCT                 | 東京都目黒区  | 10,000      | 仮想通貨関連事業            | 被所有直接17.77                | 株主            | 第三者割当引受 | 243,437      | —  | —            |
|        |                         |         |             |                     |                           |               |         |              | —  | —            |
| 法人主要株主 | 株式会社シーケッジ・ジャパン・ホールディングス | 大阪府岸和田市 | 12,000      | 日本シーケッジの持ち株会社       | 被所有直接13.52                | 株主            | 第三者割当引受 | 185,250      | —  | —            |
|        |                         |         |             |                     |                           |               |         |              | —  | —            |

(注) 本株式の発行は、第三者割当の方式による株式の発行であり、当社普通株式の株価を基準として決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称      | 所在地        | 資本金<br>(千円) | 事業の内容又は<br>職業                         | 議決権等の<br>所有（被所<br>有）割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目    | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-------------|------------|-------------|---------------------------------------|-------------------------------|---------------|-------|--------------|-------|--------------|
| 子会社 | 株式会社ピー<br>ト | 東京都墨田<br>区 | 48,000      | 衣料品、服飾雑<br>貨の製造、小売<br>販売及び卸売製<br>造・販売 | 所 有 直 接<br>14.9               | 資 金 援 助<br>等  | 長期貸付  | 100,000      | 長期貸付金 | 100,000      |

- (注) 1. 長期貸付金には、1年以内回収予定の貸付金が含まれています。  
2. 資金の貸付に係る金利については、市場金利を勘案し決定しており、返済条件は当該会社と個別に交渉し、決定しております。  
3. 株式譲渡により期末日時点では、子会社ではありません。  
4. 貸付金は、同社が子会社であった期間に生じたため記載しております。

(3) 役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

| 種類            | 会社等の名称 | 所在地        | 資本金<br>(千円) | 事業の内容又は<br>職業 | 議決権等の<br>所有（被所<br>有）割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係  | 取引の内容       | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|---------------|--------|------------|-------------|---------------|-------------------------------|----------------|-------------|--------------|----|--------------|
| 役員及びそ<br>の近親者 | 三河宏彰   | 東京都目黒<br>区 | —           | —             | 被所有直接<br>0.76                 | 当 社 代 表<br>取締役 | 第三者割当<br>引受 | 10,450       | —  | —            |
|               |        |            |             |               |                               |                |             |              | —  | —            |

(注) 本株式の発行は、第三者割当の方式による株式の発行であり、当社普通株式の株価を基準として決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 498円87銭  
(2) 1株当たり当期純損失 9円12銭

9. 減損損失に関する注記

当事業年度において、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場 所   | 用 途       | 減 損 失（千円） |             |       |
|-------|-----------|-----------|-------------|-------|
|       |           | 建 物       | 長 期 前 払 費 用 | 計     |
| 北 海 道 | 営 業 用 店 舗 | 383       | 188         | 572   |
| 群 馬 県 | 〃         | 395       | 193         | 588   |
| 愛 知 県 | 〃         | 546       | 227         | 774   |
| 計     |           | 1,325     | 609         | 1,934 |

当社は、各営業用店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社設備等を共用資産としてグルーピングしております。

上記各資産グループにおいて、店舗損益の継続的な悪化が生じており、又は店舗の使用方法の変更により、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,934千円）として特別損失に計上しております。

なお、各資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストで算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年4月18日

株式会社 シーズメン

取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 垂 井 健 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 芝 山 喜 久 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーズメンの2018年3月1日から2019年2月28日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月22日

株式会社シーズメン 監査役会

常勤監査役 高 橋 博 一 ㊞  
社外監査役 増 田 辰 男 ㊞  
社外監査役 古 賀 勝 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

##### ① 目的の追加

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条を変更し、事業の目的を追加するものであります。

##### ② 発行可能株式総数の変更

当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、発行可能株式総数を現在の発行済株式数の4倍に相当する数に拡大させることを目的として、現行定款第6条に規定する発行可能株式総数を現行の3,900,000株から11,531,200株に変更するものであります。また、併せて必要な字句の修正を行うものです。

##### ③ 株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第14条及び第23条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、取締役会長又は取締役社長に変更するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(7) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(8) 前各号に関する又は付帯する一切の業務</u></p> <p>(発行可能株式数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式数は、<u>3,900,000株</u>とする。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p><u>(8) 経営に関するコンサルティング業務</u></p> <p><u>(9)</u> (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>11,531,200株</u>とする。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役会長又は取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長及び取締役社長</u>いずれも事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長及び取締役社長</u>いずれも欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> |

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役増田辰男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| <div>ふり<br/>氏<br/>（生年月日）</div> <div>がな<br/>名</div>                   | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>（ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）                                                                                        | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| <div>くすのき<br/>楠<br/>（1971年4月27日）</div> <div>けい た ろ う<br/>啓 太 郎</div> | 1998年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>2003年11月 米国ニューヨーク州弁護士登録<br>2012年12月 楠・岩崎法律事務所（現 楠・岩崎・澤野法律事務所）設立（現任）<br>2018年8月 当社（第三者割当増資に関する）第三者委員会委員 | 一株               |

- （注）
- 楠啓太郎氏は、新任の社外監査役候補者であります。
  - 楠啓太郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 楠啓太郎氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、社外監査役として当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
  - 楠啓太郎氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
  - 楠啓太郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

| ふり<br>氏<br>（生年月日）        | 略歴、当社における地位<br>（重要な兼職の状況）                                                        | 所有する当社の<br>株式数 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ほり<br>堀<br>（1971年11月22日） | 1994年4月 株式会社キャンビン入社<br>1996年3月 当社入社<br>2003年7月 当社経営管理統括部<br>2010年3月 当社総務人事課長（現任） | 3,600株         |

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

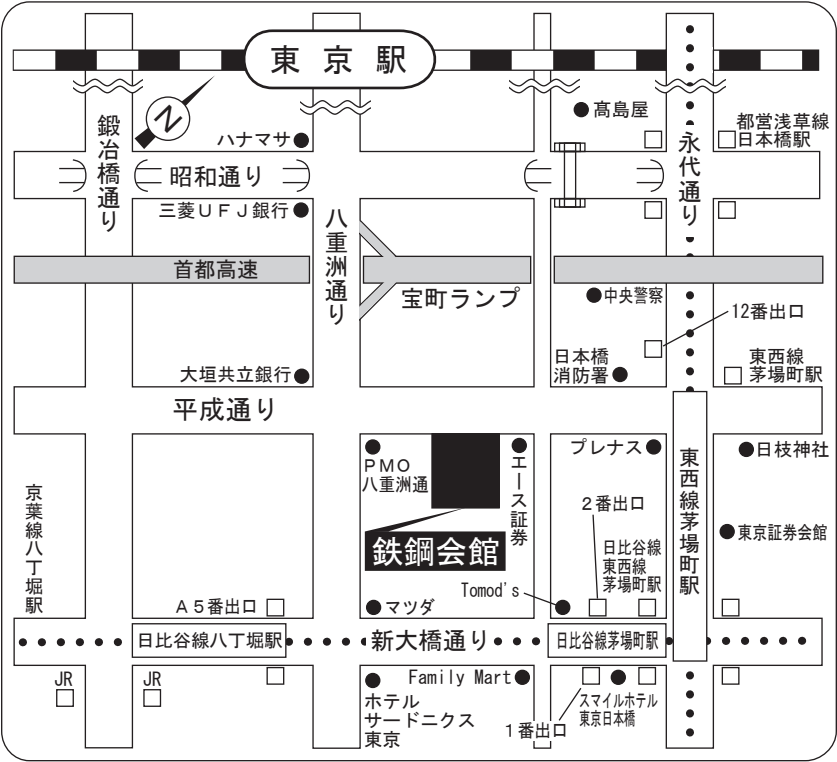
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町3-2-10  
鉄鋼会館 8階 802・803・804会議室  
TEL：0120-404855

## 案内図



- 地下鉄（東京メトロ） 東西線、日比谷線茅場町駅より徒歩 5分  
日比谷線八丁堀駅より徒歩 5分

東西線ご利用の場合は茅場町駅下車、12番出口（日本橋消防署方面）、日比谷線茅場町駅下車の場合は2番出口（八丁堀方面）、日比谷線八丁堀駅下車の場合はA5番出口（八丁堀交差点方面）をご利用ください。